

金沢商工会議所

受動喫煙対策セミナー

今必要な 分煙対策とは？

～ 2020年4月に全面施行された「改正健康増進法」
における受動喫煙対策はお済みですか？～

日時 令和3年3月18日（木）13：30～15：30

場所 金沢商工会議所会館 1Fホール

（オンラインでの聴講も可能です）

・改正健康増進法とは(厚生労働省HPより抜粋)

2020年4月1日に全面施行。望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子ども、患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理者の方が講ずべき措置等について定めたもの。

講師 日本たばこ産業(株)北陸支社石川第一支店

内容 法改正の概要、罰則、対象となる業種、対処方法、
対策への支援制度、支援事例などを予定

定員 40名（会場20名・オンライン20名、受講料：無料）

*地下駐車場有（有料・台数限定）＜個別相談会（1事業所10分程度）を行います。＞

受動喫煙対策セミナー（3/18）申込書：【FAX：076-263-1158】

事業所名		業種	飲食業 / それ以外(業)
住所		TEL	
FAX		e-mail	
役職・氏名		参加方法	会場 ・ オンライン
事業所内(屋内)喫煙所の有無	有 ・ 無	(セミナー終了後の)個別相談を希望	する ・ しない

※1 ご記入いただいた情報は本所からの各種連絡・情報提供、参加者への情報提供のために利用します。

※2 当日は感染防止対策として、消毒液の設置、講師・関係者のマスク着用、参加者の間に一定のスペースを設けた座席の配置を行います。参加される方は必ずマスクの着用をお願いいたします。